



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外242名

被告 国 外1名

2018〔平成30〕年5月18日

準備書面 49

一 相当因果関係の判断枠組み 一

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



<目次>

第1	はじめに.....	4
第2	被告東京電力の主張の不合理性.....	5
1	被告東京電力の主張の不合理性.....	5
2	相当性判断と科学的知見との関係.....	6
第3	相当因果関係判断の枠組み.....	7
1	国内法において「容認不可」とされる線量が最も重要な評価根拠事実であること.....	7
2	年間1 mS vの線量は容認できない死のリスクであること.....	8
(1)	LNTモデルの採用.....	8
(2)	年間1 mS vは「一般公衆に対する死のリスクの容認できるレベル」を超えるものとして算出されたこと.....	8
3	ICRP 1990年勧告と国内法への導入.....	10
(1)	放射線審議会による意見具申.....	10
(2)	「容認不可」な被ばくを平常時とそれ以外で区別すべき法的根拠はないこと.....	10
4	「容認不可」な死のリスクと相当因果関係.....	11
5	緊急時被ばく状況・現存被ばく状況における個々の国民に対する容認不可な数値.....	11
(1)	ICRP勧告の対象.....	12
(2)	「線量限度が適用されない」という言葉の意味.....	12
(3)	「線量限度が適用されない」ことが相当因果関係の判断に影響を及ぼさないこと.....	15
(4)	相当因果関係判断において「参考レベル」も影響しないこと.....	16
第4	1 mS vを超える被ばくに関する法規制.....	17

1	居住禁止・立入制限.....	17
2	排水・排出規制.....	19
3	遮蔽措置.....	19
第5	結論.....	20

第1 はじめに

本準備書面では、相当因果関係の判断枠組みについて、原告らの主張を改めて整理する。

5 まず、第2において、被告東京電力が、相当因果関係が認められるためには放射線被ばくによる具体的な危険が客観的に存することが必要であるかのごとく主張している点に対して、ICRPが採用する放射線防護の考え方に照らして非人道的で不合理であることを述べる。

10 そして、第3において、年間1ミリシーベルトという線量は、国内法において、公衆にとって「容認不可」な死のリスクとされているものであることを述べたうえで、年間1ミリシーベルトを超える被ばくを避ける行為は、国内法における「容認不可」な死のリスクを避ける行為であって社会通念上相当な行為であることを論じる。ここでは、「容認不可」という表現と「線量限度」という用語との混同を生じないように、「容認不可」という表現を主に用いている。

15 相当因果関係判断にとって重要なことは、個々の公衆にとって「容認不可」な線量に曝されているか否かである。「線量限度」が適用されるか、あるいは、「参考レベル」が何ミリシーベルトなのかが問題なのではない。この点についても、念のため第3で論じておく。

20 第4では、国内法において、年間1ミリシーベルトを超える被ばくから公衆を徹底的に保護していることを確認する。主な規制法令は、炉規法と放射線障害防止法である。いずれの法律も、一般市民の居住区域における線量が1ミリシーベルトを超えないことを要求しており、この点は、原告準備書面1・第5章で詳述したところである。そこで、本準備書面では要点のみ述べるに留める。なお、引用条文は、いずれも本件事故発生当時のものである。

第2 被告東京電力の主張の不合理性

1 被告東京電力の主張の不合理性

被告東京電力は、低線量被ばく健康リスクについて、低線量被ばくリスク管理に関するワーキンググループ報告書等を引用した上、「国際的にも合意された科学的知見によれば、低線量被ばくによる健康影響については、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており、本件事故において避難の基準とされている年間20ミリシーベルトの被ばくについても、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べて十分低い水準にあることが明らかにされている」（被告東京電力共通準備書面（3）・21頁、22頁）と述べる。

また、UNSCEAR報告書を引用し、「このような科学的知見も踏まえれば、あたかも本件事故によって福島県における小児甲状腺がん罹患者が増加したかのような原告らの主張が根拠を欠くことは明らかである」（被告東京電力共通準備書面（11）・27、28頁）と述べている。

そして、これらの主張を踏まえ、原告らの避難については、「それはあくまで主観的に不安や恐怖を抱いたことに相当の理由があり、やむを得ない面があるというに留まり、具体的な危険が客観的に存することを意味するものではない」と述べる（被告東京電力共通準備書面（13）・15頁）。

しかしながら、避難の際に「具体的な危険が客観的に存」しなければ避難の相当性が認められないという主張自体、不合理と言わざるを得ない。

被告東京電力の主張を前提にすれば、「具体的な危険が客観的に存する」、すなわち健康被害が生じる、又は健康被害が生じる具体的な危険性が認められるまで避難してはならないことになるが、ICRPが採用するLNTモデルの考えに基づけば、低線量被ばくの場合でも、被ばく量に応じて白血病を含む発がんリスクや遺伝的影響が確率的に生じ、しかも晩発障害であればいつ発症するか

もわからないのである。

それにも拘らず、被告東京電力は、低線量による被ばくでも不可逆的な健康被害を生じさせる点を何ら考慮せず、健康被害が実際に生じるか、又は生じる具体的危険性が認められるまで低線量被ばくが許容されるかの如く主張しているのであり、本件事故に何ら責任のない個々の国民に健康被害のリスクを負わせることを当然の前提とするもので、非人道的で不合理な主張である。

そもそも放射線防護の基本は、「確かな情報がないのなら、感受性の高い人でも守れるように最も慎重な対応を」という考え方であり（甲D共204・語りあうためのICRP・66頁）、「具体的な危険が客観的に存する」まで避難してはならないという被告東京電力の主張は、放射線防護の考え方にも反するものである。

2 相当性判断と科学的知見との関係

原告ら準備書面（39）で述べたとおり、原告らの被侵害権利は、包括的生活利益としての平穏生活権である。もちろん、個別の財産権侵害も生じている。

被告らによる加害行為と、原告らの被侵害権利及び損害との間における相当因果関係の判断は、原告ら準備書面（1）の「第2 本準備書面の目的」で述べたとおり、「当該原告の避難行為が社会通念に照らして相当性を有するか否か」の判断である。

このような社会通念に照らした避難の相当性判断において重要な視点は、同じく原告ら準備書面（1）の第2で述べたとおり、避難行為の相当性は科学的論争で決するものではない、ということである。相当性判断は、あくまでも社会通念に基づいて行われるべきもので、各原告の避難行為が相当といえるかを判断するのであり、科学的判断ではない。

それゆえ、低線量被ばくに関する科学的知見が、相当因果関係判断における考慮要素にならないわけではないものの、相当因果関係判断と科学的知見との

関係については適切に整理しておく必要がある。

この点、後記のとおり、低線量被ばくの影響について、国内法は、知見の対立を踏まえたうえでLNTモデルを採用していることに疑いの余地はない。したがって、社会規範としては、もはや知見の対立は解決済みの問題である。

5 また、準備書面（48）で述べたとおり、近時の科学的知見はLNTモデルに整合している。よって、近時の科学的知見に照らしても、国内法の立場の正当性、また、年間1ミリシーベルト以下の被ばくによる健康影響を否定できないのであり、年間1ミリシーベルト以下の被ばくを避けることの合理性を裏付けるものである。

10

第3 相当因果関係判断の枠組み

1 国内法において「容認不可」とされる線量が最も重要な評価根拠事実であること

15 本件における相当因果関係の判断は、「当該原告の避難行為が社会通念に照らして相当性を有するか否か」の判断である。

 社会通念に基づく規範的判断において最も重要な評価根拠事実は、本件事故発生当時において、「どこまでの線量であれば一般的に容認されうるのか」、言い換えれば、「どのような線量であれば一般的に容認不可であるのか」についての社会規範である。

20 この点、社会規範で最も重要な要素は法規範である「国内法」であり、国内法において「容認不可」とされる線量を避けることは、社会通念に照らして相当であるというべきである。

 以下では、国内法において「容認不可」とされる線量が1ミリシーベルトとされていること、また、その線量が容認できない死のリスクとして算出された
25 ものであることを確認したうえで、「容認不可」とされる線量を避けることが社会通念に照らして相当であることを述べる。

2 年間1mSvの線量は容認できない死のリスクであること

(1) LNTモデルの採用

ICRPは、1990年勧告において、低線量被ばくの影響について「放射線に起因するがんの確率は、少なくとも確定的影響のしきい値よりも充分に低い線量では、恐らくしきい値がなく、線量におよそ比例して線量の増加分とともに通常は上昇する。」として（甲D共67・6頁・21項）、LNTモデルを採用した。

ICRPが放射線防護体系においてLNTモデルを採用していることについては、佐々木証人も「ICRPは、実際的な、実用的な放射線防護の目的で、LNT仮説に基づくLNTモデルを防護体系の中に採用している」（丙D共35の2・平成29年2月17日付佐々木康人氏証人調書4頁）と述べており、争いのない事実である。

(2) 年間1mSvは「一般公衆に対する死のリスクの容認できるレベル」を超えるものとして算出されたこと

ア ICRP1977年勧告と1980年パリ声明

ICRP1977年勧告の考え方は、ICRP1990年勧告の付属書C（C16）（甲D共67・197～198頁）において、「委員会のPublication 26（1977a）の中で勧告した線量限度は、容認できない範囲の境界は、最大に被ばくした個人に対し約 10^{-3} という職業上の年死亡確率であるとする、暗黙の仮定のもとに提案されたものである。1mSvという年線量限度で公衆構成員に過剰に課される、これに対応する年死亡確率は年 10^{-5} である。」と簡潔に述べられている。

ICRP1977年勧告は、公衆被ばく線量限度の数値を設定する際の考え方について、「一般公衆に対する放射線のリスクの大きさを、日常生活での他のリスクを公衆がどう容認しているかに照らして考察することは合理的と思われる。」と述べる（甲D共8・41頁・117項）。

このリスクについて、ICRP 1977年勧告は、「日常生活で通常受け入れられているリスクに関して知られている情報の検討から、一般公衆に対する死のリスクの容認できるレベルは職業上のリスクより一桁低いと結論づけることができる。この根拠から、年あたり 10^{-6} から 10^{-5} の範囲のリスクは、公衆の個々の構成員のだれにとっても多分容認できるであろう。」と、一般公衆にとって容認できる死のリスクはどのくらいか、という観点から算出することとした（甲D共8・41頁・118項）。

そして、ICRP 1977年勧告は、この死亡リスクから、線量当量限度を年間5ミリシーベルトと勧告した（甲D共8・42頁・119項）。

そのわずか3年後、ICRPは、1980年パリ声明において、1977年勧告で算出したリスクは限られた条件下でしか用いることができないため、一般的状況では、生涯の平均年線量が1ミリシーベルトとして被ばくを制限することが賢明であるとして、線量当量限度を年間1ミリシーベルトに引き下げることがを勧告した（甲共D9）。

イ ICRP 1990年勧告

ICRP 1990年勧告は、線量限度の意味について、「委員会は今回、より包括的なアプローチを採用することとした。その目的は、ある決まった1組の行為について、また規則的で継続する被ばくについて、これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量を確立することである」（甲D共67・44頁149項）とした。

「容認不可」の意味については、「その使用が選択の対象であった任意の行為の通常の操業において、いかなる合理的な根拠に基づいても被ばくは受け入れることができないであろうことを示すために用いられる。」と定義づけている（甲D共67・44頁150項）。

ICRP 1990勧告は、付属書Cのとおり、放射線被ばくによる死亡リスクを詳細に検討したうえで、線量単位を線量当量から実効線量に変え

て、「委員会は、年実効線量限度1 mSvを勧告する。」とした（甲共D10・55頁・191項）。

すなわち、ICRP1990年勧告も、個人にとって「容認不可」な死のリスクとして、実効線量年間1ミリシーベルトとしたものである。

5 3 ICRP1990年勧告と国内法への導入

(1) 放射線審議会による意見具申

このICRP1990年勧告を国内法に導入するかについて審議検討を行ったのが放射線審議会である。

放射線審議会は、「ICRP1990年勧告（Pub. 60）の国内制度等への取入れについて（意見具申）」において、ICRP1990年勧告を取り入れ、線量限度を定める量として「実効線量」を用いて、公衆被ばく線量限度を実効線量にして年間1ミリシーベルトとし、これを規制体系の中で担保することが適当であり、そのためには施設周辺の線量、廃棄・排水の濃度等のうちから適切な種類の量を規制することによって当該線量限度を担保できるようにすべきであると結論づけた（甲D共33・11～13頁）。

そして、後記第4のとおり、公衆が年間1ミリシーベルトという「容認不可」な死のリスクに曝されないよう、国内法は刑事罰を含めた徹底した規制を講ずることによって、公衆を保護している。

(2) 「容認不可」な被ばくを平常時とそれ以外で区別すべき法的根拠はないこと

もちろん、「公衆にとって容認できないレベルの線量」の被ばくを、緊急時や復興期における特定地域の住民が容認しなければならない法的根拠は、どこにもない。

当然ながら、国内法は、公衆にとって容認不可なレベルの線量を、平常時とそれ以外とで区別していない。

平等原則の観点からみても、何らの責任もない特定地域住民のみについて、

緊急被ばく状況や現存被ばく状況であることを理由として「容認不可」とされる線量を引き上げることは、特定地域の住民に対する不合理な差別であって、決して許されるものではない。

4 「容認不可」な死のリスクと相当因果関係

5 以上のとおり、国内法は、年間1ミリシーベルトを超える被ばくを「容認不可」な死のリスクとして、刑罰を用いても年間1ミリシーベルトを超える被ばくから公衆を徹底的に保護している。

すなわち、年間1ミリシーベルトを超えて被ばくすることは、国内法において「容認不可」とされる死のリスクに曝されることを意味しており、年間
10 1ミリシーベルトを超える被ばくを避けることは、国内法において「容認不可」とされる死のリスクを避ける行為なのである。

当然、社会規範で最も重要な要素は法規範である「国内法」であり、国内法において「容認不可」とされる死のリスクを回避するために避難するという選択が合理的であることは明らかであって、社会通念に照らしても相当な
15 行為である。

したがって、少なくとも、生活圏内に年間1ミリシーベルトを超える線量が測定された地域から避難することは、社会規範において「容認不可」な死のリスクを避ける相当な行為であり、当該避難行為には社会通念上の相当性が認められるというべきである。

20 5 緊急時被ばく状況・現存被ばく状況における個々の国民に対する容認不可な数値

原告らの主張に対して、被告東京電力及び被告国は、「線量限度は、緊急時被ばく状況や現存被ばく状況においては適用されない」と主張するが、前記のとおり、緊急時被ばく状況等において、特定地域の住民が1ミリシーベルト以上
25 の被ばくを容認しなければならない旨を定めた国内法は存しない。

それゆえ、被告らの主張は個々の国民の避難行為の相当性判断に影響を及ぼ

すものではないが、念のため ICRP 勧告に対する被告らの解釈が誤っている点を指摘する。

(1) ICRP 勧告の対象

1990年勧告は、「委員会は、この報告書が、主として適切な放射線防護の基礎となりうる基本原則についての指針を提供することにより、国、地域および国際的なレベルで規制機関ならびに諮問機関の役に立つことを意図している。」、「さらに委員会は、自身の操業における放射線防護に責任をもつ管理組織体にとって、またその組織体が助言者として扱っている専門職員にとって、そして電離放射線の使用について決定をしなくてはならない放射線医のような個々の人にとって、この報告書が役立つことを希望する。」とする（甲D共52・ICRP1990年勧告・3頁10項）。

また、2007年勧告においても、「委員会は、規制当局あるいは助言機関に対し、主に適切な放射線防護の基礎となしうる基本原則に関するガイダンスを提供することによってその勧告を提示する助言組織である」とし、さらに、「放射線防護の責任のある国際組織及び各国の当局、それに利用者は、委員会が公表するこれらの勧告と原則を防護対策の重要な基礎としてきた。」（甲D共55・ICRP2007年勧告・IX頁論説）と述べられている。

つまり、ICRP 勧告は、放射線防護・管理の責任を有する機関、具体的には、規制機関である国、又は原発を運営することにより放射線防護に責任をもつ電力会社やその従業員を対象としており、個々の国民の行動を直接規制するものではない。

(2) 「線量限度が適用されない」という言葉の意味

また、被告らの主張は、政府が放射線防護措置を講じるための「政策判断基準」と、個々の国民にとって「容認不可とされる線量」という、まったく別個の概念を混同するものである。

ICRPが緊急時被ばく状況や現存被ばく状況において「線量限度を適用

しない」と勧告している意味は、「容認不可とされる被ばくが広く広がっている状況において、政府が『対策』ないし『介入』を講じる基準として、年間1ミリシーベルトを用いることまでは義務付けない」ということに過ぎない。

5 緊急時被ばく状況や現存被ばく状況では、政府は、①公衆の被ばくを低減させる「対策」（ICRP 2007年勧告）ないし「介入」（ICRP 1990年勧告）を講じるべきか、②講じる場合にはどのような防護措置を講じるかを検討しなければならない。ICRPが、これらの状況において線量限度を適用しないと述べているのは、政府に対してこのような「対策」や「介入」
10 を義務づける線量基準としては年間1ミリシーベルトを用いない、ということに過ぎない。ICRP 2007年勧告でいえば、「参考レベル」の中から、正当化の原則と最適化の原則に従って、防護措置を講じる基準と防護内容を決定せよ、ということである。

15 この点について、語りあうためのICRP 111（甲D共204）でも「もし、1ミリシーベルトに被ばくを抑えることにこだわってしまうと、異常事態を極めて広い範囲に拡大することとなり、社会的な混乱や避難に伴う2次被害の発生の可能性が高くなってしまうからです」（222頁）と述べており、『対策』ないし『介入』を講じる基準として1ミリシーベルトを用いる場合の弊害等を考慮し、政府に柔軟に対応させる趣旨であることが確認できる。
20

これは、「『これを超えれば個人に対する影響は容認不可』とされる線量は何ミリシーベルトか」とはまったく別の議論である。政府が何ミリシーベルトを基準にどのような放射線防護を講じようと、個々の国民にとって「容認不可」な線量が何ミリシーベルトであるのかには影響しない。

25 むしろ、線量限度を適用しないというのは、「容認不可とされる被ばくが広がっている状況において、政府はどのような措置を講じるべきか」という問

題であり、個々の国民が容認不可な線量に曝されていることを前提とする議論である。

5 佐々木証人も、「しかし、事故が起こってしまった、あるいは、すでにそこに線源がある状況というのは、その線源とか被ばくをコントロールできない状況ですので、計画的に線量限度を適用することは不可能な場合があります。したがって、そういうときには、線量を最初から超えてしまっているような状況があるので、そういう中での防護体系に線量限度を使うことができないから、計画被ばく状況の線量限度と、それから、緊急時被ばく状況とか、あるいは、現存被ばく状況の線量体系を、少し変えざるを得ないと。」と証言
10 しているところである（甲D共35の2・平成29年2月17日付佐々木康人氏証人調書13頁）。

また、語りあうためのICRP111（甲D共204）においても、「現存被ばく状況の管理は、はじめから線量制限よりも明らかに高い線量があるかもしれないことを前提に考えていかなければなりません。線量ゼロから使い
15 始める平常時の線量制限＝計画被ばく状況の線量限度は通用しない異質の状況です」と説明されている（81頁）。

そもそも事故時の公衆被ばくと「容認不可」との関係について、ICRP1990年勧告は（甲D共67）、「第一の言葉は、“容認不可”であり、委員会の見解では、その使用が選択の対象であった任意の行為の通常の操業において、いかなる合理的な根拠に基づいても被ばくは受け入れることができないであろうとことを示すために用いられる。そのような被ばくは、事故時
20 のような異常な状況では受け入れられなければならないかもしれない」と述べている。ここでは、ICRPは、「かもしれない」と述べているに過ぎない（45頁・150項）。すなわち、受け入れられなければならない「場合がある」かどうか定かではない表現をしており、「場合がある」とは決して
25 断言していない（しかも第2文の原文は「Such exposures might have to be

accepted in abnormal situations, such as those during accidents.」であり、「might」という不確実な推量を示す表現を用いている（甲D共216・ICRP1990年勧告原文）。

5 以上のとおり、「線量限度が適用されない」状況であったとしても、個々の国民にとって「容認不可」な線量が1ミリシーベルトであることに変わりはなく、「そのような被ばくは、事故時のような異常な状況では受け入れられなければならないかもしれない」と記載されているとおり、ICRPとしても「線量限度が適用されない」ことを理由に容認不可な線量の被ばくを個々の国民に認めているわけではない。

10 (3) 「線量限度が適用されない」ことが相当因果関係の判断に影響を及ぼさないこと

前記のとおり、社会通念に基づく相当因果関係判断において最も重要な評価根拠事実は、本件事故発生当時において、「どこまでの線量であれば一般的に容認されうるのか」、言い換えれば、「どのような線量であれば一般的に容認不可であるのか」についての社会規範である。

15 したがって、相当因果関係の判断においては、「線量限度が適用されるか否か」が重要なのではなく、「どのような線量であれば一般的に容認不可であるのか」についての社会規範が重要なのである。

20 そして、「線量限度が適用されない」ことは、個々の国民にとって「容認不可」とされる線量には影響を及ぼさない。

上記3(3)で述べたとおり、国内法は、緊急時や復興期において、公衆にとって「容認不可」とされる線量を引き上げるような定めは一切設けておらず、緊急時であっても復興期であっても、個々の国民にとって「容認不可」とされる線量は、平常時同様、年間1ミリシーベルトであることに変わりがない、

25 というのが社会的合意たる国内法の立場である。

「線量限度」の概念は、個々の国民にとって容認不可とされるレベルの線

量は何ミリシーベルトであるかという観点から導き出された基準である。個々の国民にとって容認不可となる基準は緊急時であろうと復興期であろうと変わりはない。

5 これに対して、事故時に「線量限度が適用されるか否か」の問題は、ICRP勧告の対象である規制当局が、1ミリシーベルトを基準として放射線防護措置を講じることを義務づけられるか否かの問題である。

したがって、緊急時や復興期に「線量限度が適用されない」ことは、「どのような線量であれば一般的に容認不可であるのか」を中核的判断要素とする相当因果関係の判断に影響を及ぼすものではない。

10 (4) 相当因果関係判断において「参考レベル」も影響しないこと

上述のとおり、「線量限度が適用されない」ことは相当因果関係に影響を及ぼすものではなく、「参考レベル」の概念も、同じく相当因果関係に影響を及ぼすものではない。上記(3)の繰り返しとなるが、簡潔に述べれば、「参考レベル」に関する被告らの主張は、「参考レベル」という政府が放射線防護措置を講じるための「政策判断基準」と、個々の住民にとって「容認不可」とされる線量とを混同している、ということである。

15 参考レベルは、線源管理が不可能な状況において、放射線防護を要求される規制当局らに対して、放射線防護を講じる政策判断指標として用いられるよう勧告されている、いわば「政策判断基準」である。すなわち、線源をコントロールできず、「容認不可」とされる限度を超える被ばくが広がってしまっている異質の状況に対しては、そもそも「線量限度」を適用できない。そこで、政府は、まずはどのレベルの線量を超える地域に「対策」ないし「介入」を講じるか、これが達成できれば、次はどこに「対策」ないし「介入」を講じていくか、これを順次行って最終的にどのレベルの線量まで低減措置を講
20 じるのか、を決定しなければならず、その政策判断基準となるのが「参考レベル」である。

この議論は、『これを超えれば個人に対する影響は容認不可』とされる線量は何ミリシーベルトか」とはまったく別の議論である。政府が「参考レベル」に基づいて、何ミリシーベルトを基準にいかなる放射線防護措置をとろうと、個々の国民にとって「容認不可」な線量が何ミリシーベルトであるかに影響するものではない。「参考レベル」の概念は、「これを超えれば個人に対する影響は容認不可」とされる線量が何ミリシーベルトかとは、まったく別個の概念である。

緊急時被ばく状況でも現存被ばく状況でも、個々の住民にとって、年間1ミリシーベルトを超える線量を容認できないことに変わりはない。この数値は、緊急時被ばく状況でも現存被ばく状況でも容認できない死亡リスクである。

よって、いくら「参考レベル」を論じたところで、政府の避難指示という政策判断の適切さを論じるのであれば格別、個々の住民の避難行為の社会的相当性を判断するにおいては意味をなさない。

15

第4 1mSvを超える被ばくに関する法規制

1 居住禁止・立入制限

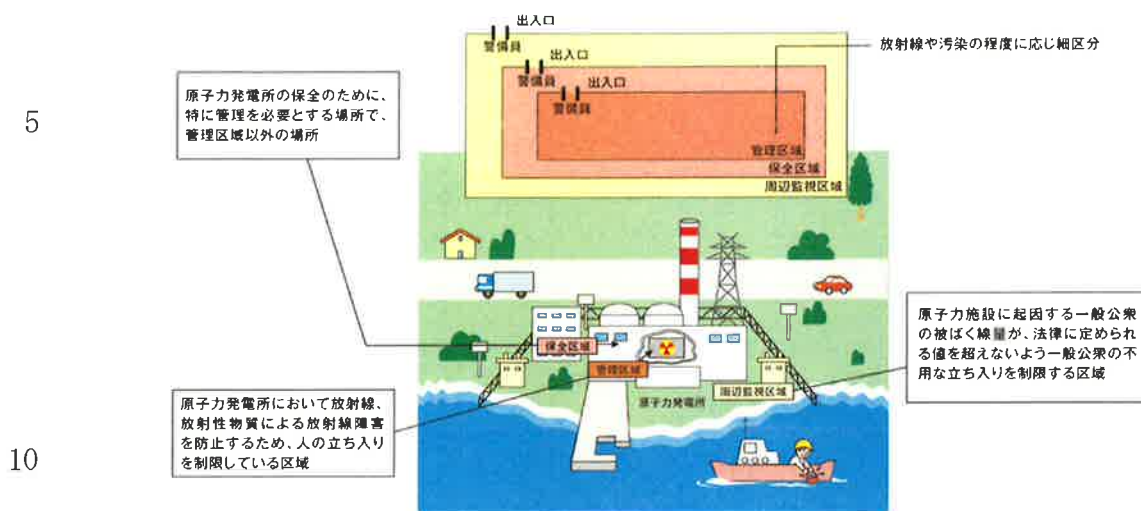
「炉規法施行令¹」の委任規定である「実用炉規則²」は、第1条第2項第6号において、「周辺監視区域」を次のとおり定めている（図面「原子力発電所の区域区分」については、「原子力・エネルギー図面集2016」のとおり）。

「管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が経済産業大臣の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。」

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年十一月二十一日政令第三百二十四号）

² 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号）

原子力発電所の区域区分



【出典：原子力・エネルギー図面集2016】

15 ここにいう「経済産業大臣の定める線量限度」が、実効線量年間1ミリシーベルトである（実用炉規則第3条第1項第1号³）。すなわち、周辺監視区域の外側では、いかなる場所においても、実効線量が年間1ミリシーベルトを超えることはもちろん、1ミリシーベルトを超えるおそれすらあってはならない。

そして、実用炉規則は、周辺監視区域において「人の居住を禁止すること」（実用炉規則第8条3号イ）、「境界にさく又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること」（同号ロ本文）を、原子炉設置者に対して要求している。原子炉設置者がこれらに違反した場合、経済産業大臣は必要な措置を命じることができ（炉規法第36条

20

³ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号。第3条第1項第1号が、「実効線量については、一年間（四月一日を始期とする一年間をいう。以下同じ。）につき一ミリシーベルト」である（実用炉規則³第3条第1項第1号）。

第1項), 命令に違反するときは設置許可の取消や運転停止を命じることができ(同法第33条第2項第3号)。運転停止命令に違反する者には, 懲役刑と罰金刑を科している(炉規法第77条5号)。

5 このように, 国内法は, 実効線量年間1ミリシーベルトを超えるおそれのある地域については, 少なくとも周辺監視区域に含め, 当該区域における人の居住を禁止し, 立入も制限するという極めて厳格な規制を設けることによって, 容認できない被ばく線量, 容認できない死のリスクから一般市民を直截に保護している。

2 排水・排出規制

10 また, 実用炉規則は, 放射性廃棄物を廃棄・排水によって排出する場合には, 周辺監視区域の外の空気中または水中の放射生物質の濃度が実効線量1年間1ミリシーベルトを超えないようにも要求することによって(実用炉規則15条第1項第4号, 同第7号。線量告示第9条), 周辺監視区域の外側における線量が実効線量年間1ミリシーベルトを超えないよう規制している。

15 放射線障害防止法施行規則も, 排気中, 排水中の放射性同位元素の数量及び濃度監視し, 事業所等の境界の外における線量を実効線量年間1ミリシーベルト以下とすることを義務づけることによって(同規則第19条第1項第2号ハ, 同第5号ハ。数量告示⁴第14条4項), 事業所等の境界外, すなわち, 一般市民が立ち入る可能性のある場所の実効線量が年間1ミリシーベルトを超えないよう規制している。

20

3 遮蔽措置

放射線障害防止法施行規則は, 「工場又は事業所の境界(工場又は事業所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には, 工場又は事業所及び当該区域から成る区域の境界)及び工場又は事業所内の人

⁴「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成十二年科学技術庁告示第五号)。

が居住する区域における線量」を，文部科学大臣が定める線量以下とするために必要な遮蔽措置を要求している（同規則第14条の7第3号ロ）。

文部科学大臣の定める線量が，実効線量3か月につき250マイクロシーベルトである（数量告示第10条第2項第1号）。

5 このように，国内法は，事業所内の居住者という，一般市民ではなく放射性物質の利用によって利益を得ている者についても，3か月につき250マイクロシーベルトを超える被ばくから保護している（年間1ミリシーベルトよりも厳格な規制である）。

10 第5 結論

避難の相当性判断は，社会通念に基づいた相当性の判断であり，当該避難行為が社会通念に照らして相当といえるかどうかにある。これは社会通念に基づく規範的判断である。その相当性判断にあたって，本件事故発生当時の社会規範，なかでも本件事故発生以前に国内法が公衆被ばく線量限度をどのように定

15 めていたかが，中核的判断要素をなす。

既に述べた通り，国内法における本件事故発生以前の公衆被ばく線量限度は，1990年勧告における公衆被ばく線量限度，すなわち，LNTモデルを採用して算出した死亡リスクレベルに基づいて「これを超えれば個人に対する影響は容認不可と広くみなされるであろうようなレベルの線量」という視点で勧告

20 された公衆被ばく線量限度を，放射線審議会における審議を経て導入されたもので，本件事故発生当時において「これを超えれば個人に対する影響は容認不可」とされる社会的合意ないし社会規範である。

そして，国内法は，炉規法，放射線障害防止法によって刑罰を含む法的担保を講じることで，公衆被ばく線量限度を超える被ばく，すなわち，公衆にとって「これを超えれば個人に対する影響は容認不可」とされる被ばくから公衆を

25 徹底的に保護している。

このように、公衆被ばく線量限度が「これを超えれば個人に対する影響は容認不可」とされる線量であること、国内法が刑罰を用いても線量限度を超える公衆被ばくから徹底的に保護していることに照らせば、少なくとも、国内法において「容認不可」とされる線量の被ばくを避けることは、社会的に許容できないとされた被ばくを回避する行動であって、社会的にみて相当ないし合理的な行為といわなければならない。

そして、「容認不可」とされる線量は、緊急時であっても復興期であっても、年間1ミリシーベルトであることに変わりはない。

よって、少なくとも、生活圏内に年間1ミリシーベルトを超える線量が測定された地域から避難することは、国内法も「これを超えれば個人に対する影響は容認不可」とする線量を避ける行為であり、社会規範に照らしても相当な行為である。

以上